

有害鳥獣焼却施設環境測定業務委託仕様書

(委託の目的)

第1条 本仕様書は、有害鳥獣焼却施設環境測定のため、ダイオキシン類、排出ガス及び悪臭物質等の測定を目的とする。

(委託の名称)

第2条 本委託の名称は、「有害鳥獣焼却施設環境測定業務委託」とする。

(委託の場所)

第3条 本委託の場所は、「南相馬市原町区小沢字小沢 地内」とする。

(委託の期間)

第4条 本委託の期間は契約締結の日から令和8年1月31日までとする。

(受託者業務)

第5条 本業務の受託者は、常に最高の技術を発揮し、委託契約書及び委託仕様書に基づいて業務を遂行しなければならない。

(安全管理)

第6条 本業務の受託者は、業務遂行するにあたり、測定日時、測定箇所の位置及び作業の安全等について十分な事前協議等を行い、測定場所の状況を確認するものとする。

(提出書類)

第7条 受託者は、次の書類を提出するものとする。

(1) 受託者は、業務の着手及び完了にあたっては、着手届及び完了届を提出するものとする。

(秘密の保持)

第8条 本業務の受託者は、業務の遂行上知り得た測定分析結果等の事項に関しては、守秘義務を負うものとする。

(委託業務の内容)

第9条 排出ガス及び悪臭物質等について、以下に記載する項目の測定を行い、成果品として報告書を提出する。

	測定項目	保証値	測定方法
1	排出ガス <ul style="list-style-type: none"> ・ばいじん ・硫化酸化物 ・窒素酸化物 ・塩化水素 ・ダイオキシン類 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 0.15ng/N m³ 以下 ・ 100ppm 以下 ・ 250ppm 以下 ・ 700mg/N m³ ・ 1.0ng-TEQ/N m³ 以下 	①測定場所 排気筒 ②測定回数 1回 ③測定方法 JIS Z8808による
2	悪臭物質（特定悪臭 22 物質） アンモニア メチルメルカプタン 硫化水素 硫化メチル 二酸化メチル トリメチルアミン アセトアルデヒド プロピオンアルデヒド ノルマルブチルアルデヒド イソブチルアルデヒド ノルマルバレールアルデヒド イソバレールアルデヒド イソブタノール 酢酸エチル メチルイソブチルケトン トルエン スチレン キシレン プロピオン酸 ノルマル酪酸 ノルマル吉草酸 イソ吉草酸	＊福島県悪臭防止法 用途地域 A地区の規制基準に準じる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1.0 ppm 以下 ・ 0.002 ppm 以下 ・ 0.02 ppm 以下 ・ 0.01 ppm 以下 ・ 0.009 ppm 以下 ・ 0.005 ppm 以下 ・ 0.05 ppm 以下 ・ 0.05 ppm 以下 ・ 0.009 ppm 以下 ・ 0.02 ppm 以下 ・ 0.009 ppm 以下 ・ 0.003 ppm 以下 ・ 0.9 ppm 以下 ・ 3.0 ppm 以下 ・ 1.0 ppm 以下 ・ 10 ppm 以下 ・ 0.4 ppm 以下 ・ 1.0 ppm 以下 ・ 0.03 ppm 以下 ・ 0.001 ppm 以下 ・ 0.0009 ppm 以下 ・ 0.001 ppm 以下 	①測定場所 排気筒 ②測定回数 1回 ③測定方法 特定悪臭物質の測定方法 （昭和 47 年 5 月 環境庁告示第 9 号）
3	飛灰及び焼却灰 <ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3.0ng-TEQ/g 以下 	①測定場所 残灰・飛灰保管室 ②測定回数 各 1 回 ③測定方法 （平成 16 年 12 月 27 日 環境省告示第 80 号）

(評価及び考察)

第 10 条 測定結果により、下記事項について評価及び考察を行うこと。

なお、評価及び考察にあたっては、施設等の特徴を十分に理解するとともに、必要に応じ委託者と協議すること。

(1) 評価及び考察

分析結果から評価及び考察を行うこと。

(2) 精度管理

平成 9 年 2 月 26 日付け衛環第 38 号の廃棄物処理におけるダイオキシン類標準測定分析マニュアルに基づいて、精度管理を実施すること。

(提出成果品)

第 11 条 本業務における報告書及び報告書の提出部数は、下記のとおりとする。

(1) 有害鳥獣焼却施設環境測定業務委託報告書 1 部

GC-MS チャート等が収録されているもの(CO-O₂チャート含む)

(2) 精度管理報告書 1 部

(3) 測定時及び分析時の写真

報告書及び写真類は A4 版仕上げとして製本すること。

(その他)

第 12 条 本仕様書は、基本的な事項を定めたもので、ここに明記されていない事項について疑義が生じた場合は、発注者及び受注者間でその都度協議するものとする。

(1) 本業務を実施するにあたって必要な図書、資料及びデータ等については、支障のない範囲で提供又は貸与するものとする。

(2) 現地測定に必要な電気及び水道水については無償供与するものとする。

(3) 焼却施設等にトラブルが発生したときは、試料の採取を中止し発注者と協議のうえ、改めてすべての試料を採取すること。

なお、測定結果に疑義を生じたときにおいても、再度試料の採取から行うこと。

(4) 試料採取日時については、発注者と協議して決定するものとする。

(5) 分析報告書について説明を求められたときは、委託業務完了後であっても早急に応ずること。

- ・環境への配慮

南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。